

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

道教育庁十勝教育局告示

- 一般競争入札の実施..... 122
- 道警察本部告示
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正..... 123
- 一般競争入札の実施..... 123

目次

目次	ページ
規 則	
○知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障害者保健福祉課)	103
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則..... (空港港湾課)	106
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	106
○土地改良区連合の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	107
○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課)	107
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	107
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定..... (土地改良指導課)	107
○知事権限に係る保安林の指定 (2件)..... (治山課)	107
○知事権限に係る保安林の指定の解除 (2件)..... (治山課)	109
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	110
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	110
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	111
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定..... (道路整備課)	111
○車両制限令第3条第1項第3号の規定に基づく道路の指定..... (道路整備課)	112
○特定調達契約に係る入札の公告..... (技術管理課)	113
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	114
道立北方建築総合研究所告示	
○一般競争入札の実施.....	114
道教育庁檜山教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	116
道教育庁空知教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	117
道教育庁胆振教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	118
道教育庁日高教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	120

規 則

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第20号

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法施行細則(昭和37年北海道規則第73号)の一部を次のように改正する。

本則に次の2条を加える。

(知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金交付申請等)

第14条 市町村長は、毎年度分の法第25条第1項第1号及び第2号に規定する費用につき道費負担金の交付を受けようとするときは、前年度の3月10日までに、別記第19号様式の知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金交付申請書を支庁長に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の費用に変更が生じたときは、速やかに別記第20号様式の知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金変更交付申請書を支庁長に提出しなければならない。
(知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金事業実績報告)

第15条 市町村長は、交付決定を受けた道費負担金について、翌年度の6月15日までに、別記第21号様式の知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金事業実績報告書を支庁長に提出しなければならない。

別記第18号様式の次に次の3様式を加える。

別記第19号様式(第14条関係)

知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金交付申請書

第 号
年 月 日

支庁長 様

市町村長



年度知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金について、次のとおり交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

空室(中) 吸い殻などのポイ捨てをなくし、みんなでクリーンな北海道をつくります。

- 1 申請額 金 円
- 2 知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金所要額調書（別紙）
- 3 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本（別紙）

年度 知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金所要額調書
市町村名 _____

（単位：円）

施設種別		区 分		①指定施設 支援基準額	②予定利用 者負担基準 額及び徴収 金基準額	③差引道費 負担基本額 (① - ②)	④同左に対 する要道費 負担額 (③×負担 率)	備 考
		入 所	更 生					
居住 地を 有す る者	入 所 施 設	更 生					/	
		授 産						
	通 所 施 設	更 生						
		授 産						
	新 設 施設分	更 生						
計								
居住 地不 明者	入 所 施 設	更 生					/	
		授 産						
	計							
合 計								

（記載上の注意）

- 1 「居住地を有する者」の欄は、福祉事務所を設置しない町村が記載すること。
- 2 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載することとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙添付すること。

別記第20号様式（第14条関係）

知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金変更交付申請書

第 _____ 号
年 月 日

支庁長 様

市町村長



年 月 日付け 第 _____ 号指令で交付決定された知的障害者施設
訓練等支援費等道費負担金について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申
請します。

記

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 変更後交付申請額 金 円
- 3 変更を必要とする理由
- 4 知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金変更所要額調書（別紙）
- 5 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本（別紙）

年度 知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金変更所要額調書

市町村名 _____

（単位：円）

施設種別		区 分		変 更 後 道 費 負 担 所 要 額				⑤既交付 決定	⑥差引変 更分所要 額
		①指定 施設支 援基準 額	②予 定 利 用 者 負 担 基 準 額 及 び 徴 収 金 基 準 額	③差引道 費負担基 本額 (① - ②)	④同左に 対する要 道費負担 額 (③×負 担率)	⑤既交付 決定	⑥差引変 更分所要 額		
居住 地を 有す る者	入 所 施 設	更 生					/	/	
		授 産							
	通 所 施 設	更 生							
計									
居住 地不 明者	入 所 施 設	更 生					/	/	
		授 産							
計									
合 計									

（記載上の注意）

「居住地を有する者」の欄は、福祉事務所を設置しない町村が記載すること。

別記第21号様式（第15条関係）

知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金事業実績報告書

第 号
年 月 日

支庁長 様

市町村長 印

年 月 日付け 第 号指令で交付決定された知的障害者施設

訓練等支援費等道費負担金の事業実績報告について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金精算書（別紙）
- 2 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

（別紙）

年度 知的障害者施設訓練等支援費等道費負担金精算書

市町村名 _____

（単位：円）

施設種別	区分	指定施設支援基準額				寄附金	指定施設支援基準額から寄附金を控除した額 ① - ② ③	利用者負担額及び徴収金	差引道費負担基本額 ③ - ④ ⑤	同左に対する要道費負担額 ⑤ × 負担率 ⑥				
		施設訓練等支援費	やむを得ない事由による措置費	医療費	入院時食事療養費									
居住地を有する者	入所施設	更生									/	/	/	/
		授産												
	通所施設	更生												
		授産												
	入所通所併設施設	入所	更生											
		通所	授産											
計														
居住地不明者	入所施設	更生									/	/	/	/
		授産												
	入所通所併設施設	入所	更生											
		授産												
計														
合計														
											⑦	⑧	⑦ - ⑥	⑦ - ⑧

（記載上の注意）

「居住地を有する者」の欄は、福祉事務所を設置しない町村が記載すること。

（別紙の別添）

施設種別入所者数月別集計表

1 居住地を有する者

施設種別等 月別	入所施設		通所施設		入所通所併設施設				計 人
	更生	授産	更生	授産	入 所		通 所		
					更生	授産	更生	授産	
3 月	人	人	人	人	人	人	人	人	人
4 月									
5 月									
6 月									
7 月									
8 月									
9 月									
10 月									
11 月									
12 月									
1 月									
2 月									
計									

（記載上の注意）

この表は、福祉事務所を設置しない町村が記載すること。

2 居住地を有しないか、又は明らかでない者

施設種別等 月別	入所施設		入所通所併設施設		計 人
	更生	授産	入 所		
			更生	授産	
3 月	人	人	人	人	人
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					

8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					
1 月					
2 月					
計					

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 平成15年度分の道費負担金に係るこの規則による改正後の知的障害者福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第14条第1項の規定の適用については、同項中「前年度の3月10日」とあるのは、「平成16年3月26日」とする。
- 平成16年度分の道費負担金に係る改正後の規則第14条第1項の規定の適用については、同項中「前年度の3月10日」とあるのは、「平成16年4月20日」とする。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第21号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 奥尻空港の項中「3,000キログラム」を「8,500キログラム」に改める。

附 則

この規則は、平成16年3月18日から施行する。

告

示

北海道告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鶴川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成16年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

就任の別	就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成16. 3. 1	理事	滝本 章	勇払郡鶴川町字宮戸1378番地の1
同	同	同	明村 一	字生田242番地の33
同	同	同	新沼 芳隆	字田浦1083番地
同	同	同	池田 和男	字米原303番地
同	同	同	水野 俊範	字二宮329番地
同	同	同	近藤 晴夫	福住町1丁目26番地の2
同	同	監事	高玉 幸吉	字米原1107番地
同	同	同	松浦 富夫	字豊城368番地の2
退任	平成16. 2. 29	理事	滝本 章	字宮戸1378番地の1
同	同	同	毛利 信一	字豊城332番地
同	同	同	辻野 寛治	字宮戸502番地
同	同	同	奥村 義正	字田浦181番地
同	同	同	明村 一	字生田242番地の33
同	同	同	田畑 隆幸	字豊城418番地の1
同	同	同	池田 和男	字米原303番地
同	同	同	新沼 芳隆	字田浦1083番地
同	同	監事	南山 繁富	字春日73番地の24
同	同	同	高玉 幸吉	字米原1107番地

北海道告示第264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条で準用する同法第30条第2項の規定により、平成16年2月20日、夕張川水系土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成16年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（美深東地区畑地帯総合整備【担い手支援型】（農業用排水、区画整理、暗きよ、土層改良））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成16年3月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第266号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成16年3月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
高岡	防災ダム（ため池）	北海道石狩支庁
北央北緯	中山間地域総合整備（ほ場整備、暗きよ）	北海道上川支庁
つくも南	経営体育成基盤整備【担い手育成型】（区画整理、暗きよ、農地保全、農業用排水）	同
茂岩	畑地帯総合整備【緊急整備型】（農業用排水、農道、土層改良、暗きよ）	北海道十勝支庁

北海道告示第267号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、平成16年3月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
豊富町	南豊富	基盤整備促進【基盤整備】（農道）	北海道宗谷支庁
大樹町	第2中島西	同	北海道十勝支庁
同	坂下	同（農業用排水）	同

北海道告示第268号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 山越郡八雲町黒岩464・470・471・478（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、469
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
黒岩464・469から471まで・478（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林の所在場所 山越郡八雲町浜松733（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第269号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 函館市紅葉山町68の1・160（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、159の1、鉄山町192（次の図に示す部分に限る。）、191の1
- (2) 指定の目的 魚つき
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
紅葉山町68の1・159の1・160・鉄山町191の1・192（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林の所在場所 茅部郡南茅部町字川汲2085・2086・2092（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林の所在場所 寿都郡黒松内町字東栄717（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 干害の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東栄717（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林の所在場所 中川郡豊頃町長節1087の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 干害の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字帯富49の1・字東山町19の1地先・19の1・20・23の1・25・字南町31の1地先・32（以上2筆地先6筆に

について次の図に示す部分に限る。)、31の1、字北町16の1・20(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、16の2

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町愛冠5の1・5の2・5の4・未広321(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、318

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 保安林の所在場所 厚岸郡浜中町湯沸384(次の図に示す部分に限る。)、391、393、394、406、408

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

8(1) 保安林の所在場所 厚岸郡浜中町大字散布村字散布1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

9(1) 保安林の所在場所 標津郡標津町字川北北1線4・5の2・字標津2222の1・2223の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第270号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 茅部郡砂原町字砂崎13の4、13の10、13の19、13の20、13の23、13の24、字彦濶263の5

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第271号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 夕張郡長沼町字馬追原野7759の36（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第272号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 網走市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 5(1) 解除予定保安林の所在場所 紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 6(1) 解除予定保安林の所在場所 瀬棚郡瀬棚町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

- 7(1) 解除予定保安林の所在場所 古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課並びに網走市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道余市赤井川線 北海道小樽土木現業所	余市郡余市町登町1205番14地先から 余市郡余市町登町2199番1地先まで	平成16. 3.16
道道豊丘余市停車場線 北海道小樽土木現業所	余市郡余市町豊丘町197番2地先から 余市郡余市町沢町272番1地先まで	同
道道磯谷蘭越線 北海道小樽土木現業所	磯谷郡蘭越町字淀川11番1地先（河川敷地）から 磯谷郡蘭越町字淀川12番1地先（河川敷地）まで	同
道道三ノ原ニセコ線 北海道小樽土木現業所	虻田郡留寿都村字三ノ原258番46地先から 虻田郡留寿都村字三豊121番9地先まで	同
道道江差木古内線 北海道函館土木現業所	檜山郡江差町字中歌町51番2地先から 檜山郡江差町字津花町48番2地先まで	同 16. 3.22
	上磯郡木古内町字鶴岡65番2地先から 上磯郡木古内町字本町263番地先まで	同 16. 3.16
道道森停車場線 北海道函館土木現業所	茅部郡森町本町24番地先から 茅部郡森町字森川町10番8地先まで	同
道道北檜山大成線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡北檜山町字太櫓703番地先から 瀬棚郡北檜山町字太櫓456番1地先まで	同
道道木古内停車場線 北海道函館土木現業所	上磯郡木古内町字本町83番地先から 上磯郡木古内町字本町671番3地先まで	同
道道石崎松前線 北海道函館土木現業所	松前郡松前町字上川79番地先から松前郡松前町字朝日508番1地先（一般国道228号交点）まで	同
	松前郡松前町字上川79番地先から松前郡松前町字朝日506番2地先（一般国道228号交点）まで	同

道道 江 差 木 古 内 線 北海道函館土木現業所	檜山郡上ノ国町字中須田503番3地先から 檜山郡上ノ国町字桂岡230番1地先まで	平成16. 3.16
道道 吹 上 上 富 良 野 線 北海道旭川土木現業所	空知郡上富良野町1634番309地先から 空知郡上富良野町1945番272地先（河川敷地）まで	同
道道 上 富 良 野 旭 中 富 良 野 線 北海道旭川土木現業所	空知郡中富良野町字富良野原野270番12地先から 富良野市字鳥沼252番2地先まで	同
道道 東 山 富 良 野 停 車 場 線 北海道旭川土木現業所	富良野市11717番1地先から 富良野市6627番1地先まで 富良野市7061番1地先から 富良野市7079番1地先まで	同

北海道告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
札幌夕張線 北海道札幌土木現業所	夕張郡長沼町字馬追原野3128番15地先から 夕張郡長沼町字馬追原野3126番1地先まで	前	前	23.00mから	470.00m	—
				36.28mまで		
				23.00mから		
札幌岩見沢線 北海道札幌土木現業所	夕張市清水沢1丁目国有林石狩空知森林計 画区空知森林管理署40林班い1小班地先から 夕張市清水沢1丁目国有林石狩空知森林 計画区空知森林管理署40林班に小班地先ま で	前	前	17.00mから	289.00m	—
				42.00mまで		
				33.00mから		
ニセコ停車場線 北海道小樽土木現業所	虻田郡ニセコ町字中央通88番1地先から 虻田郡ニセコ町字本通6番4地先まで	前	前	17.00mから	387.80m	—
				42.00mまで		
				17.00mから		
豊浦京極線 北海道小樽土木現業所	虻田郡真狩村字共明13番5地先から 虻田郡真狩村字共明74番2地先まで	前	前	24.50mから	500.00m	—
				59.00mまで		
				24.50mから		
京極定山溪線 北海道小樽土木現業所	虻田郡京極町字春日612番1地先から 虻田郡京極町字春日612番1地先まで	前	前	42.50mから	40.00m	—
				78.00mまで		
				42.50mから		
				78.00mまで	40.00m	—

岩内蘭越線 北海道小樽土木現業所	磯谷郡蘭越町字新見5番地から 磯谷郡蘭越町字新見5番地まで	前	18.00mから	340.00m	—
		後	26.00mまで	18.00mから	340.00m
磯谷蘭越線 北海道小樽土木現業所	磯谷郡蘭越町字名駒576番4地先から 磯谷郡蘭越町字名駒132番1地先まで	前	15.50mから	652.30m	—
		後	24.00mまで	15.50mから	652.30m
白井川豊浦線 北海道小樽土木現業所	寿都郡黒松内町字白井川9番11地先から 寿都郡黒松内町字白井川12番29地先（河川 敷地）まで	前	20.00mから	190.00m	一般国道5号 重複L=12.00m
		後	28.00mまで	20.00mから	190.00m
旭岱鳥山線 北海道函館土木現業所	爾志郡乙部町字富岡199番5地先から 爾志郡乙部町字富岡134番5地先まで	前	7.80mから	1,759.00m	—
		後	31.80mまで	20.15mから	1,730.00m
鈴岡今金停車場線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡今金町字今金146番1地先から 瀬棚郡今金町字今金142番25地先まで	前	18.00mから	125.96m	一般国道230号 重複L4.50m
		後	24.48mまで	18.00mから	125.96m
奥尻島線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字富里411番1地先から 奥尻郡奥尻町字青苗369番地先まで	前	3.91mから	983.44m	—
		後	20.31mまで	12.15mから	911.47m
金山幾寅停車場線 北海道旭川土木現業所	空知郡南富良野町字東鹿越1番1地先から 空知郡南富良野町字東鹿越1番1地先まで	前	24.50mから	445.07m	—
		後	86.50mまで	33.14mから	440.00m
	空知郡南富良野町字幾寅2667番2地先から 空知郡南富良野町字幾寅540番地先（一般 国道38号交点）まで	前	118.96mまで	1,291.16m	一般国道38号 重複L=12.00m
		後	33.14mから	14.00mから	1,293.58m
		前	41.00mまで	1,293.58m	一般国道38号 重複L=12.00m
		後	41.00mまで	14.00mから	1,293.58m

北海道告示第275号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を、次のとおり指定する。

平成16年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
道道 士別剣淵インター線	士別市南町東4区469番19地先から 士別市南町東4区1876番13地先まで

道道 本別インター線 中川郡本別町共栄39番1地先から
中川郡本別町共栄44番6地先まで

2 指定する期日 平成16年4月1日

北海道告示第276号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え、4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成16年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名 区	間	交差点番号
道道 小樽港線	小樽市有幌町97番地先から 小樽市潮見台1丁目地先まで	708135 708103
道道 根室半島線	根室市常盤町3丁目28地先から 根室市本町4丁目74番地先まで	713201 713213
道道 江別恵庭線	北広島市共栄町地先から 恵庭市西島松483番4地先まで	708503 708570
道道 岩見沢石狩線	石狩郡当別町栄町50番16地先から 石狩郡当別町字川下通地先まで	708203 708225
道道 網走端野線	網走市字二見ヶ岡地先から 網走市字嘉多山地先まで	722123 717113
道道 札幌当別線	石狩郡当別町字ピト工地先から 石狩郡当別町字川下通地先まで	708226 708225
道道 本別士幌線	中川郡本別町勇足地先から 河東郡士幌町字士幌地先まで	711501 711103
道道 樽前錦岡線	苫小牧市字錦岡地先から 苫小牧市字錦岡地先まで	704206 704208
道道 旭川鷹栖インター線	旭川市錦町24丁目2176番地先から 旭川市字近文7線地先まで	715247 715246
道道 銭函インター線	小樽市見晴町地先から 小樽市星野町地先まで	708449 708448
道道 小樽石狩線	石狩市新港西3丁目地先から 石狩市新港中央1丁目地先まで	708173 708156
道道 嘉多山美幌線	網走市字嘉多山地先から 網走郡美幌町字美禽地先まで	717113 717122

道道 上厚真苫小牧線 苫小牧市字沼ノ端53番地先から
苫小牧市元中野町4丁目10番地先まで

道道 岩内港線 岩内郡岩内町字万代地先から
岩内郡岩内町字栄地先まで

道道 紋別丸瀬布線 紋別市渚滑町地先から
紋別市北浜町1丁目地先まで

道道 上向別浦河停車場線 浦河郡浦河町字向別392番3地先から
浦河郡浦河町堺町西1丁目地先まで

道道 石狩湾新港線 石狩市新港西地先から
石狩市花畔地先まで

道道 新富士停車場線 釧路市星が浦南1丁目地先から
釧路市星が浦大通1丁目6番1地先まで

道道 当麻比布線 上川郡当麻町中央地先から
上川郡比布町480番6地先まで

道道 北旭川停車場永山線 旭川市永山町6丁目地先から
旭川市永山町10丁目地先まで

道道 苫小牧環状線 苫小牧市真砂町1番地先から
苫小牧市字勇払地先まで

苫小牧市新開町1丁目地先から
苫小牧市住吉町1丁目4番地先まで

道道 釧路西港線 釧路市西港2丁目地先から
釧路市星が浦南1丁目地先まで

2 指定する期日 平成16年3月22日

3 通行方法 1の道路を通行する高さ3.8メートルを超え、4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹林等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置 後方車両に対し、十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走

行すること。

北海道告示第277号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道土木工事設計積算電算システム端末機器の賃貸借	一式
サーバ	68組 1月当たりの単価
ソフトウェア	68組 同
パソコン	7台 同
プリンタ	2台 同
カラープリンタ	1台 同

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成16年9月1日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成16年北海道告示第5号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請をしなければならない。

ア 申請の時期 平成16年3月16日（火）から31日（水）まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建設管理室技術管理課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設管理室技術管理課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁別館西棟会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道建設部建設管理室技術管理課）
- (2) 入札日時 平成16年4月27日（火）午前10時（送付による場合は、平成16年4月26日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道建設部建設管理室技術管理課

イ 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目

(4) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- a . Server 68 sets
- b . Software 68 sets
- c . Personal Computer 7 sets
- d . Printer 2 sets
- e . Color Printer 1 set

B . Date and time for tender : 10 : 00 A. M., April 27, 2004

C . Contact point of notice : Technological Management Division, Office of Construction Management, Department of Construction, Hokkaido Government, Nishi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Extension 29-167

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第35号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年3月16日

札幌医科大学長 今井浩三

1 落札に係る物品等の名称及び数量

直交エレクトロスプレーイオン型質量分析装置 他 一式

2 落札を決定した日

平成16年1月7日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 イムノサイエンス株式会社

(2) 住 所 札幌市中央区北5条西21丁目1番3号

4 落札金額

34,470,000円

5 契約の相手方を決定した手續

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年札幌医科大学告示第81号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在

(1) 名 称 札幌医科大学事務局管財課

(2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

**道立北方建築総合研究所
告 示**

北海道立北方建築総合研究所告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月16日

北海道立北方建築総合研究所長 辻 博 司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立北方建築総合研究所消防用設備等保守管理業務 一式
消防用設備等

消火器具、屋内消火栓設備、連結散水設備、自動火災報知設備、非常放送設備、ガス漏れ火災警報設備、誘導灯設備、排煙設備及び防火設備

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 契約締結日から平成17年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
北海道立北方建築総合研究所庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分(当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分)の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(4) 1の(1)の消防用設備等保守管理業務を行うことができる次の資格者を有しており、業務を安全・確実に実施するために5人以上の人員を従事させることができること。

- ア 消防設備士 甲1又は乙1 1名以上
- イ 消防設備士 甲4又は乙4 1名以上
- ウ 消防設備士 乙6 1名以上
- エ 電気工事士 1名以上
- オ 特殊建築物調査資格者又は1級又は2級建築士 1名以上

(5) 上川支庁管内に本社又は営業所等の拠点を有し、そこに(4)の資格者が在籍していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成16年3月16日(火)から26日(金)まで
- イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078 - 8801
北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課

(2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

- 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
- 北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
北海道立北方建築総合研究所多目的ホール
- (2) 入札日時 平成16年4月7日(水)午前10時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税

(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書の作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名称 北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課
- イ 所在地 郵便番号 078 - 8801
北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
電話番号 0166 - 66 - 4211 内線 221

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁檜山教育局告示

北海道教育庁檜山教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月16日

北海道教育庁檜山教育局長 内 田 幹 秀

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
檜山管内道立学校消防用設備等点検業務委託 一式（7校）
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 北海道江差高等学校、北海道檜山北高等学校、北海道奥尻高等学校、北海道熊石高等学校、北海道江差南高等学校、北海道ノ国高等学校及び北海道今金高等養護学校

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成12年12月26日消防庁告示第24号本文1の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器、避難器具、誘導灯・誘導標識、自家発電設備及び防火シャッターの点検を行うことができる者を有しており、業務を安全・確実に実施するために3人以上の人員を従事させることができること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成16年3月16日（火）から23日（火）まで
- イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道教育庁檜山教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道檜山合同庁舎講堂（別館4階）
 - (2) 入札日時 平成16年4月1日（木）午前10時
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交付場所 4に同じ。
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 その他
 - (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁檜山教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
電話番号 01395 - 2 - 1010 内線 3115

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月16日

北海道教育庁空知教育局長 松尾昭房

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

ア 道立学校消防用設備等点検業務（Aブロック）一式
委 託 対 象 校 深川東商業高等学校、深川西高等学校、深川農業高等学校、
妹背牛商業高等学校、沼田高等学校及び雨竜高等養護学校

イ 道立学校消防用設備等点検業務（Bブロック）一式
委 託 対 象 校 芦別高等学校、芦別総合技術高等学校、赤平高等学校、滝川
高等学校、滝川工業高等学校、砂川高等学校、砂川北高等学校、
歌志内高等学校、奈井江商業高等学校及び新十津川農業高等学
校

ウ 道立学校消防用設備等点検業務（Cブロック）一式
委 託 対 象 校 岩見沢東高等学校、岩見沢西高等学校、岩見沢農業高等学校、
美唄高等学校、美唄工業高等学校、美唄聖華高等学校、三笠高
等学校、月形高等学校、美唄養護学校及び岩見沢高等養護学校

エ 道立学校消防用設備等点検業務（Dブロック）一式

委 託 対 象 校 夕張高等学校、由仁商業高等学校、長沼高等学校、栗山高等
学校、南幌高等学校、南幌養護学校及び夕張高等養護学校

- (2) 業務の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
(4) 履行場所 (1)のアからエまでに掲げる委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 次の資格を有している従業員を委託対象校に派遣できること。
消防設備士「甲・乙種第1類」、「甲・乙種第4類」、「甲・乙種第5類」、「乙種第6類」、「乙種第7類」及び「電気工事士又は電気主任技術者」又は消防設備点検資格者「第1種」及び「第2種」

なお、業務を安全・確実に実施するために、上記の資格を持つ者を含めて3人以上の人員に従事させることができること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年3月16日（火）から24日（水）まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目
北海道空知支庁3階空知教育局会議室

(2) 入 札 日 時
ア 平成16年4月1日（木）午前10時30分
イ 同 午前11時30分
ウ 同 午後1時30分

エ 平成16年4月1日（木）午後2時30分

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課
 イ 所 在 地 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
 電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 3117

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止などがあり得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁胆振教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 平成16年3月16日

北海道教育庁胆振教育局長 笠 田 能 央

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
 - ア 胆振管内道立学校消防用設備等点検業務委託（胆振西部地区14校）
委託対象校及び消防用設備等
 - (ア) 室蘭栄高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
 - (イ) 室蘭清水丘高等学校 消火器具、屋内消火栓、連結送水管設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
 - (ウ) 室蘭東高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識
 - (エ) 室蘭工業高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
 - (オ) 室蘭商業高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
 - (カ) 伊達高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
 - (キ) 伊達緑丘高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備及び誘導灯・誘導標識
 - (ク) 虻田高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
 - (ケ) 豊浦高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
 - (コ) 登別高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器及び誘導灯・誘導標識
 - (サ) 登別南高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、漏

- 電火災警報器、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
- (シ) 室蘭聾学校 消火器具、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯・誘導標識及び自家発電設備
- (ス) 伊達高等養護学校 消火器具、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯・誘導標識、自家発電設備及び防火シャッター
- (セ) 室蘭養護学校 消火器具、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び自家発電設備
- イ 胆振管内道立学校消防用設備等点検業務委託（胆振東部地区10校）
委託対象校及び消防用設備等
- (ア) 苫小牧東高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
- (イ) 苫小牧西高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
- (ウ) 苫小牧南高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識
- (エ) 苫小牧工業高等学校 消火器具、屋内消火栓、屋外消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識
- (オ) 苫小牧総合経済高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
- (カ) 白老東高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
- (キ) 穂別高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識
- (ク) 追分高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
- (ケ) 鶴川高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備及び誘導灯・誘導標識
- (コ) 厚真高等学校 消火器具、屋内消火栓、自動火災報知設備、漏電火災警報器、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
- (2) 調達を要する役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 (1)のイ及びイに掲げる委託対象校による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成12年12月26日付け消防庁告示第24号本文1の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、1の(1)の消防用設備等の点検を行うことができる者を有しており、業務を安全・確実に実施するために3人以上の人員に従事させることができること。
- (4) 胆振支庁管内に、(3)に掲げる資格を持つ者が常駐する本社、支社、営業所等を有していること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成16年3月16日（火）から24日（水）まで
- イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町9番11号
北海道教育庁胆振教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北海道室蘭市幸町9番11号
北海道胆振支庁室蘭保健所2階栄養相談室
- (2) 入札日時 1の(1)のイ 平成16年4月1日（木）午前10時
同 イ 同 午前11時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

- 8 郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 その他
 - (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町9番11号
電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 3117
 - (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
 - (5) この入札及び契約に関して、談合等の不正行為があった場合には、胆振教育局は契約を解除することができる。この場合において、胆振教育局は、その不正行為によって被った損害の賠償請求することができる。
 - (6) この契約に関して、売掛債権担保融資保証制度を利用しようとする場合における債権譲渡について、胆振教育局が適当と認めるときは、その譲渡を承諾することができる。
 - (7) この入札の執行は、公開する。
 - (8) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁日高教育局告示

北海道教育庁日高教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月16日

北海道教育庁日高教育局長 福 田 誠 行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量
ア 道立学校消防用設備等点検業務委託（東部地区）
委託対象校及び消防用設備等
ア 北海道浦河高等学校
消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯及び防火シャッター
イ 北海道様似高等学校
消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
イ 道立学校消防用設備等点検業務委託（中部地区）
委託対象校及び消防用設備等
ア 北海道静内高等学校
消火器具、屋内消火栓設備、ハロゲン化物消火設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器、避難器具及び誘導灯・誘導標識
イ 北海道静内農業高等学校
消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器、避難器具、誘導灯及び防火シャッター
ウ 北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校
消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯及び自家発電設備
ウ 道立学校消防用設備等点検業務委託（西部地区）
委託対象校及び消防用設備等
ア 北海道平取高等学校
消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備及び誘導標識
イ 北海道富川高等学校
消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備及び誘導灯・誘導標識
ウ 北海道平取養護学校
消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器、誘導灯、自家発電設備及び防火シャッター
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成12年12月26日消防庁告示第24号本文1の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、1の(1)のアからウまでに掲げる各消防用設備等の点検を行うことができる者を有しており、業務を安全・確実に実施するために3人以上の人員を従事させることができること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を請求しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成16年3月16日（火）から23日（火）まで
- イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 057 - 8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道日高合同庁舎 2階202会議室
- (2) 入 札 日 時 1の(1)のア 平成16年4月1日（火）午前10時30分
同 イ 同 午前11時30分
同 ウ 同 午後1時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 そ の 他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道教育庁日高教育局企画総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 057 - 8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
電話番号 01462 - 2 - 2211 内線 3115
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は入札説明書による。

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月16日

北海道教育庁十勝教育局長 河野 憲 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 十勝管内道立学校消防用設備等点検業務（市部） 8校 一式

委託対象校 北海道帯広柏葉高等学校、北海道帯広三条高等学校、北海道帯広緑陽高等学校、北海道帯広工業高等学校、北海道帯広農業高等学校、北海道帯広盲学校、北海道帯広聾学校及び北海道帯広養護学校

イ 十勝管内道立学校消防用設備等点検業務（北西部） 6校 一式

委託対象校 北海道音更高等学校、北海道上士幌高等学校、北海道鹿追高等学校、北海道新得高等学校、北海道清水高等学校及び北海道芽室高等学校

ウ 十勝管内道立学校消防用設備等点検業務（東部） 5校 一式

委託対象校 北海道幕別高等学校、北海道池田高等学校、北海道本別高等学校、北海道足寄高等学校及び北海道浦幌高等学校

エ 十勝管内道立学校消防用設備等点検業務（南部） 5校 一式

委託対象校 北海道中札内高等学校、北海道更別農業高等学校、北海道大樹高等学校、北海道広尾高等学校及び北海道中札内高等養護学校

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所 (1)のアからエまでに掲げる委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 消防法で定める資格を有する者が次の人数を満たしていること。

ア 消防設備士第1類 3名（うち2名まで消防設備点検者第1種有資格者による代替が可能なこと。）

イ 消防設備士第4類 2名（うち1名まで消防設備点検者第2種有資格者による代替が可能なこと。）

ウ 消防設備士第5から7類まで それぞれ1名

エ 消防設備士第4類又は第7類のうち電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者 1名

(4) 十勝支庁管内に本社、支社又は営業所等を有し、(3)に掲げる資格を有する者が1人以上常駐していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年3月16日（火）から24日（水）まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目1番地
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目1番地 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目1番地

北海道十勝合同庁舎4階教育局会議室

(2) 入札日時 1の(1)のア 平成16年4月1日（木）午後1時30分

同 イ 同 午後2時

同 ウ 同 午後2時30分

同 エ 同 午後3時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札時において、2の規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目1番地
電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第38号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成16年3月18日から施行する。

平成16年3月16日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

別表函館方面江差警察署の項中

	奥 尻	奥尻郡奥尻町 字奥尻810番 地1	奥尻郡奥尻町字赤石、湯の浜、奥尻、 稲穂、珠浦および宮津
	青 苗	同 字青苗411番 地52	同 字青苗、松江、米岡、湯 里、富里および長浜

を

	奥 尻	奥尻郡奥尻町 字奥尻810番 地1	奥尻郡奥尻町字赤石、字奥尻、字稲穂、 字球浦及び字宮津
	青 苗	同 字青苗411番 地52	同 字青苗、字松江、字米岡、 字湯浜及び字富里
奥尻空 港		同 字米岡185番 地の2奥尻空 港ターミナル ビル内	空港施設一円

に改める。

北海道警察本部告示第39号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月16日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）
重油（J I S 1種2号） 177,000リットル
- (2) 調達をする物品の仕様等 (1)に同じ。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 納入場所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による

石油販売業の届出をしていること。

(4) 調達をする物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年3月16日から24日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場

(2) 入札日時 平成16年3月29日 午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 郵便等による入札等

郵便等若しくは電報による入札又は電子入札は、認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。